相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府綾部市十倉中町沼ケ段一〇番地、最後の住所東京都江東区常盤一丁目三番一〇号　被相続人　亡　渡邊眞佐雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十八日

東京都東久留米市滝山六丁目二番一三―一〇七　相続財産管理人　芳賀　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都羽村市羽西三丁目一七八〇番地、最後の住所東京都羽村市小作台四丁目五番地二三　被相続人　亡　下田　忠作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十八日

事務所東京都日野市日野本町三―一四―一　八谷井ビル四階日野市民法律事務所　相続財産管理人　弁護士　木村　真実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県牛久市南六丁目三番地七、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　竹貫清一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十八日

東京都豊島区東池袋一丁目一五番一号真下ビル七階ＴＧＳパートナーズ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　権田　典之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区西蒲田三丁目六番地、最後の住所東京都大田区西蒲田三丁目五番七号　被相続人　亡　岡　裕之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十八日

事務所東京都港区東新橋一―一―二一今朝ビル九階　相続財産管理人　三浦　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県笛吹市石和町川中島一一一七番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　奥澤　茂子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十八日

山梨県甲府市丸の内三丁目二〇番七号フォワードビル四階けやき通り法律事務所　相続財産管理人　弁護士　小澤　義彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市北区川中町一八一八番地、最後の住所愛知県津島市西愛宕町二丁目六番地一マンションパルＡ棟三〇二号　被相続人　亡　佐藤　俊明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十八日

名古屋市中区丸の内二丁目一八番二一号三博ビル五階名古屋第一法律事務所　相続財産管理人　弁護士　川口　創

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岡崎市福岡町字西市仲一五番地、最後の住所名古屋市千種区覚王山通八丁目七〇番地の一　サンクレア池下一号棟二〇〇三号室　被相続人　亡　水野　亘俊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十八日

名古屋市中区丸の内一丁目一五番二〇号ｉｅ丸の内ビルディング五階水越法律事務所　相続財産管理人　弁護士　水越　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市伏見区西堺町八六〇番地、最後の住所京都市伏見区西堺町八六〇番地１　被相続人　亡　岡本　岩夫

平成二十四年一月十八日

京都市中京区御幸町通丸太町下ル御幸町ビル五階　京都法律事務所　相続財産管理人　弁護士　小笠原伸児

任意清算公告

当社は、平成二十三年十二月二十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月十八日

兵庫県西宮市獅子ヶ口町一八番三五―二〇七号

合資会社Ｏｆｆｉｃｅ　Ｔｅｎ　ｆｅｅｔ

無限責任社員　髙橋　雅彦

平成二十四年一月十八日

事務所東京都港区東新橋一―一―二一今朝ビル九階　相続財産管理人　三浦　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県笛吹市石和町川中島一一一七番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　奥澤　茂子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十八日

山梨県甲府市丸の内三丁目二〇番七号フォワードビル四階けやき通り法律事務所　相続財産管理人　弁護士　小澤　義彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市北区川中町一八一八番地、最後の住所愛知県津島市西愛宕町二丁目六番地一マンションパルＡ棟三〇二号　被相続人　亡　佐藤　俊明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十八日

名古屋市中区丸の内二丁目一八番二一号三博ビル五階名古屋第一法律事務所　相続財産管理人　弁護士　川口　創

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岡崎市福岡町字西市仲一五番地、最後の住所名古屋市千種区覚王山通八丁目七〇番地の一　サンクレア池下一号棟二〇〇三号室　被相続人　亡　水野　亘俊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十八日

京都市中京区御幸町通竹屋町上ル西側　新井ビル二階三号　竹屋町法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中島　俊則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市右京区山ノ内赤山町六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　福本　恭久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成24年1月18日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①ナイス株式会社　②国土交通大臣(1)7535　③代表取締役　平田恒一郎　④横浜市鶴見区鶴見中央４丁目33―１　廃止した従たる事務所　川崎市幸区下平間313番16レオナⅠビル１階　横浜市都筑区北山田２丁目４―29パレノール城山101　⑤1000万円　⑥関東地方整備局長　⑦横浜市鶴見区鶴見中央４丁目33―１　ナイス株式会社　代表取締役　平田恒一郎

①サウスクラウド株式会社　②神奈川県知事(1)27256　③代表取締役　阿部英子　④神奈川県大和市中央林間三丁目17番17号　相続財産管理人　弁護士　権田　典之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区西蒲田三丁目六番地、最後の住所東京都大田区西蒲田三丁目五番七号　被相続人　亡　岡　裕之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十八日

東京都豊島区東池袋一丁目一五番一号真下ビル七階ＴＧＳパートナーズ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　権田　典之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県牛久市南六丁目三番地七、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　竹貫清一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十八日

東京都東久留米市滝山六丁目二番一三―一〇七　相続財産管理人　芳賀　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都羽村市羽西三丁目一七八〇番地、最後の住所東京都羽村市小作台四丁目五番地二三　被相続人　亡　下田　忠作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十八日

事務所東京都日野市日野本町三―一四―一　八谷井ビル四階日野市民法律事務所　相続財産管理人　弁護士　木村　真実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府綾部市十倉中町沼ケ段一〇番地、最後の住所東京都江東区常盤一丁目三番一〇号　被相続人　亡　渡邊眞佐雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。